（誘導武器技術研究部の所掌業務）
第十条　誘導武器技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　誘導武器用機器に関すること。
二　誘導武器の要素技術であって誘導管制に関すること。
三　前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。
（支所）
第十一条　航空装備研究所に、支所を置く。
2　支所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
土浦支所	茨城県稲敷郡阿見町
新島支所	東京都新島村

3　土浦支所は、誘導武器の要素技術についての試験に関する業務のうち防衛装備庁長官の命ずるものをつかさどる。
4　新島支所は、誘導武器についての試験に関する業務のうち防衛装備庁長官の命ずるものをつかさどる。
5　支所に、支所長を置く。

第二節　陸上装備研究所

（位置）
第十二条　陸上装備研究所は、相模原市に置く。
（所長）
第十三条　陸上装備研究所に、所長を置く。
2　所長は、陸上装備研究所の業務を掌理する。
（研究企画官）
第十四条　陸上装備研究所に、研究企画官一人を置く。
2　研究企画官は、命を受けて、陸上装備研究所の所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。
（陸上装備研究所に置く部）
第十五条　陸上装備研究所に、総務課のほか、次の三部を置く。
システム研究部
弾道技術研究部
機動技術研究部
（総務課の所掌事務）
第十六条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　機密に関すること。
二　所長の官印及び研究所印の保管に関すること。
三　公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
四　職員の人事、教養及び給与に関すること。
五　職員の福利厚生に関すること。
六　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
七　行政財産の管理並びに物品の取得及び管理に関すること。
八　秘密の保全に関すること。
九　所内の事務の総括に関すること。
十　前各号に掲げるもののほか、陸上装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。
（システム研究部の所掌業務）
第十七条　システム研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　火器及び弾火薬類のシステム化に関すること。
二　施設器材のシステム化に関すること。
三　車両のシステム化に関すること。
四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。
（弾道技術研究部の所掌業務）
第十八条　弾道技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　火器及び弾火薬類の要素技術に関すること。
二　装備品等の耐弾材料及び耐弾構造に関すること。
三　前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。
（機動技術研究部の所掌業務）
第十九条　機動技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　施設器材の要素技術に関すること。
二　車両の要素技術に関すること。
三　車両用機器に関すること。
四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

第三節　艦艇装備研究所

（位置）
第二十条　艦艇装備研究所は、東京都目黒区に置く。
（所長）
第二十一条　艦艇装備研究所に、所長を置く。
2　所長は、艦艇装備研究所の業務を掌理する。
（研究企画官）
第二十二条　艦艇装備研究所に、研究企画官一人を置く。
2　研究企画官は、命を受けて、艦艇装備研究所の所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。
（艦艇装備研究所に置く部）
第二十三条　艦艇装備研究所に、総務課のほか、次の三部を置く。
システム研究部
航走技術研究部
探知技術研究部
（総務課の所掌事務）
第二十四条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　機密に関すること。
二　所長の官印及び研究所印の保管に関すること。
三　公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
四　職員の人事、教養及び給与に関すること。
五　職員の福利厚生に関すること。
六　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
七　行政財産の管理並びに物品の取得及び管理に関すること。
八　秘密の保全に関すること。
九　所内の事務の総括に関すること。
十　前各号に掲げるもののほか、艦艇装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。